

個人インターネットバンキングサービスをご利用のお客様へ
店舗統廃合に係るご依頼について

拝啓、時下ますますご清栄のことと、お喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび当金庫では下記のとおり店舗を統合することとなりました。
つきましては、統廃合に係る注意点等についてご案内致しますので格別のご高配を賜りま
すようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 店舗統合実施日

令和2年9月14日（月）

2. 異動内容（秋田信用金庫 金融機関コード1120）

統合先店舗	廃止店舗
店舗番号 036	店舗番号 014
店舗名（仮） 新国道支店（シノコトラウ）	店舗名（仮） 泉支店（イズミ）
住所 秋田市八橋大畑一丁目3-44	住所 秋田市泉北二丁目10-1
電話番号 018-863-3315	電話番号 018-867-2271

3. 店舗統合における影響について

（1）残高照会時の表示について

【統合先店舗、その他廃止店舗以外の口座について】

令和2年9月14日（月）の店舗統合後も従来どおり何ら変更ございません。

【廃止店舗口座について】

システム上の制約により、下記期間において残高が「*****」と表示される場
合がありますが、実際の残高が「*****」となったということではございませ
んのので、ご了承くださいますようお願い致します。

①令和2年9月11日（金）

前日残高・前月末残高が「*****」と表示されることがあります。

②令和2年9月12日（土）～令和2年9月30日（水）

前月末残高が「*****」と表示されます。

なお、令和2年10月1日（木）以降は正常な表示となります。

(2) 資金移動について

【統合先店舗口座宛の資金移動について】

令和2年9月14日(月)の店舗統合後も従来どおり何ら変更ございません。

【廃止店舗口座宛の資金移動について】

令和2年9月12日(土)以降は、受取人店舗が廃止店舗となる振込は、資金移動口座確認の処理でエラーとなり資金移動取引ができません。

統合先の店舗番号・店舗名でお取引くださいますようお願い致します。

【廃止店舗宛の「資金移動先口座」を登録されているお客様】

令和2年9月14日(月)以降、最初に資金移動取引を行うまでに、登録を一度削除後に、再度統合先店舗で「資金移動先口座」の登録をお願い致します。

(3) 統合日を跨ぐ「資金移動」取引について

店舗統合にかかわる移行処理の影響によりまして、下記のとおり「資金移動」について一部利用できないサービスがございますのでご注意くださいようお願い申し上げます。

①対象となる振込

受取人店舗が廃止店舗となる振込で、令和2年9月11日(金)以前の日に登録した、令和2年9月14日(月)以降が振込日となる予約振込

②利用できないサービス

資金移動(予約)サービス

③対応方法

受取人店舗が廃止店舗となる振込で、令和2年9月14日(月)以降が振込日となる振込を行う場合は、ご面倒でも令和2年9月14日(月)以降の日に操作くださるようお願い致します。

④その他

統合先店舗口座宛の振込については、従来どおりお取引いただけます。

店舗番号等の変更事務処理等でお客様のお手数を煩わせることとなりますが、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

(お問合せ先)

秋田信用金庫 事務部

(フリーダイヤル 0120-376-113)